

# 赤穂高嶺工芸会報

発行日 2020. 11. 1  
(第553号)

会員数(10月1日現在)  
法人 410  
個人 546  
計 956

発行 赤穂市加里屋68-9  
赤穂商工会議所  
TEL 0791-43-2727

## 永年会員事業所紹介 60年会員インタビュー



ご主人の福井 正樹さん

当所会員にご加入いただいたから、今年度で60年を迎えるマルカ(株)さんにお話を伺いました。

マルカ(株)

代表取締役 福井 正樹さん

### Q. 事業の歴史は?

A. 昭和3年に隣のマルナカさんと共に「マルナカ百貨店」を開業したのが店の始まりになりますので、今年で創業92年目となります。その後、婦人服を中心に扱う「美装」と別店舗であったカジュアルな服を中心に扱う「花時計」が約20年前に合併して現在の「美装・花時計」となりました。

### Q. 大切にしていることは?

A. お客様はもちろんのことですが、色々な方に支えられて店を続けられているので感謝の気持ちを大切にしております。小

## 「商店街！買い物ポイントシール事業」実施中！

現在、赤穂にぎわいづくり商人会(花岳寺通・中央通・加里屋中央・駅前)の4商店街)の加盟参加店でお買い物をしていただくと、500円につきポイントシール1枚を配布しております。

ポイントシールを10枚集めると1,000円の金券としてご利用いただけます。好評につき、一部の店舗では既にポイントシールの配布を終了してしまったお店もあります。是非お早めにご利用ください。

### <シール配布期限>

12月15日(火)まで

### <金券ご利用期限>

12月31日(木)まで

※一度のお買い物によるポイントシール配布上限：100枚(5万円分のお買い物が上限)

※金券でお買い物をした場合、おつりはできません。

主催：赤穂にぎわいづくり商人会

(事務局：赤穂商工会議所)

TEL：43-2727

型店舗ならではの人の人との関係性が売りなので、気軽に来て洋服以外の事も何でも聞いて頂けたらと思います。

### Q. やってきよかったことは?

A. お客様が喜んでくれた姿を見たらこちらも嬉しいです。常連のお客様の好みは把握しておりますので、選んだ服とお客様が探されていた服が一致して喜ばれて帰られた時には特にやってきてよかったと思います。

### Q. こだわっていることは?

A. どんな方でも来ていただきやすいお店であることです。ご年配のお客様が多いので、昨年に補助金を申請して元々あった試着室とは別に2人でも入れる

大きな試着室と休憩用のソファを設置しました。また、車椅子の方や交通手段がなくて店になかなか来られない方にはご連絡頂いたら訪問しています。

### Q. 今後の抱負を!

A. 服を買いに行きたいけど行けない人にも服を選べる喜びをお届けできる、動く洋服店になるのが理想です。何歳になってもおしゃれを楽しみたい方の方になればいいと思います。

### 事業内容・婦人服販売

住所・赤穂市加里屋2184-2

電話・42-3048

営業時間・9:30~18:45

定休日・日曜日

当所会員加入・1961年3月

ご加入ありがとうございます  
**《新会員のご紹介》**  
 当所にご加入いただいた2事業所を紹介します。  
 (2020年6月23日～6月29日まで)



住所	赤穂市加里屋 2171
電話	0791-43-0923
業種	喫茶店
加入日	2020年6月23日

**ひと言**  
 ルーから作る具だくさんのカレーとサンドイッチが定番。また、冬は栗ゼンざい、夏には冷たいゼンざいがこだわりの一品です。お気軽にお越しください。お待ちしております。

**喫茶店**  
**虹**

代表・網本 國榮さん



住所	赤穂市浜市 104-1
電話	0791-46-8521
業種	一般土木建築業
加入日	2020年6月29日

**ひと言**  
 昭和51年設立以来、土木建設業を通じて住みよい街づくりを支えてまいりました。今後も社員一同地域社会の発展に貢献できるよう頑張りますので、よろしくお願ひします。

**鉄板焼**  
**株**

代表取締役・小山 邦和さん

## パートタイム・契約社員など 非正規社員の雇用管理講座

**日時** 令和2年11月18日(水)  
**場所** 赤穂商工会館 3階 大研修室  
 14:00～16:30  
**講師** わただい労務管理事務所 渡代 浩平氏  
**内容**

- ・パートタイム・有期雇用労働法のポイント
- ・労働契約書の取り交わしと契約更新の重要性
- ・雇用保険・社会保険の加入要件
- ・非正規社員の管理ポイント
- ・無期転換制度の確認
- ・働き方改革について
- ・2021年から同一労働同一賃金はどうか？

※定員に達し次第、受付を終了させていただきます。  
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、講座を中止とさせていただきます。

問合せ・申込みは 赤穂商工会議所まで  
 TEL 43-2727 FAX 45-2101

## Go Toトラベル事業 地域共通クーポン取扱店舗登録

Go to トラベル事業の利用者が、旅先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く利用できる地域共通クーポンの配布がスタートしています。  
 本事業は旅行代金の15%相当額が地域共通クーポンとして旅行者に配布されるもので、現在そのクーポンが利用できる取扱店舗の登録受付が始まっています。  
 ※飲食店の登録は下記の Go To Eat 事業への参加が必要です。

### 登録申請方法

- ①公式ホームページで申請  
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>
- ②郵送で申請  
 書類はHPよりダウンロードまたは、当所窓口にて配布しています。

### <問い合わせ先>

Go To トラベル事業 コールセンター  
 (受付時間: 10:00～19:00 年中無休)  
 TEL: 0570-017-345  
 03-6747-3986

## Go To Eat ひょうごキャンペーン 食事券取扱店舗登録 登録申請受付中

Go To Eat 事業の一環として発行されるプレミアム付き食事券が、兵庫県では10月29日(木)より利用開始となります。10月1日より、対象となる飲食店の食事券取扱店舗の登録受付が始まっています。  
 なお、対象業種においては、Go To Eat 事業への登録が Go To トラベルの地域共通クーポンの取扱店舗登録の条件にもなっています。

### 応募資格

- ①兵庫県内の食品衛生法の許可を得ていること
- ②「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく外食業の事業継続ガイドライン」を遵守していること

### 対象となる業種

日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店  
 例: 食堂、レストラン・専門料理店、喫茶店、そば・うどん店、すし店、酒場・ビヤホール、オーセンティックバー など  
 ※ただし、「76 飲食店」でも、客への接待・遊興を伴う飲食店は除外

### 対象とならない業種

デリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店(キッチンカー)、カラオケボックス  
 風営法の「接待飲食等営業」「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店  
 ○業種の詳細については、公式ホームページをご確認ください。

### 登録申請方法

- ①公式ホームページで申請  
<https://gotoeat-hyogo.com/restaurant/>
- ②郵送・FAX で申請  
 ※書類はHPよりダウンロードまたは、当所窓口にて配布しています。

### <問い合わせ先>

Go To Eat ひょうごキャンペーン事務局  
 (受付時間: 10:00～17:00 土日祝、年末年始は休業)  
 TEL: 078-371-2841

コロナ特別対応型最終受付(12/10必着)



## 小規模事業者持続化補助金 申請受付中

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援する補助金です。

### 補助上限額(補助率)

① 50万円(2/3): 一般型

② 100万円(2/3または3/4): コロナ特別対応型

※②の申請には補助対象経費の1/6以上が下記のいずれかに合致することが必要です。

A: サプライチェーンの毀損への対応(補助率2/3)

B: 非対面型ビジネスモデルへの転換(補助率3/4)

C: テレワーク環境の整備(補助率3/4)

※①、②ともに新型コロナウイルス感染防止の取組(事業再開枠)等で、上限50万円の定額補助を上乗せ。

※下記の特例事業者は更に上限50万円上乗せが可能。

(屋内運動施設、バー、カラオケ  
ライブハウス、接待を伴う飲食店)

### 受付締切

① 一般型(締切日消印有効)

第4回: 2021年2月5日(金)

② コロナ特別対応型(締切日必着)

第5回: 2020年12月10日(木)

### 問合せ

当所まで TEL: 43-2727

※詳細は [jizokukahojokin.info](http://jizokukahojokin.info) をご覧ください。

※①の第5回以降の受付は今後公表予定です。

※①の申請には当所発行の事業支援計画書が必要ですので事前にご相談ください。

## みなさんお気軽にお越し下さい! 中小企業相談所

11月経営何でも相談会・特別相談会のご案内

【相談無料・秘密厳守】

日時	内容	相談員	会場
11/17 (火) 13時 ～ 16時	金融相談	日本政策金融公庫 (国民生活担当) 日本政策金融公庫 (中小企業担当)	赤穂 商工会館 4F 大ホール
	法律相談	弁護士	
	社会保険相談	社会保険労務士	
	登記相談	司法書士	
	専門経営相談	中小企業診断士	
	知的所有権相談	兵庫県発明協会	
	パソコン相談	当所職員	
	新型コロナウイルスに関する経営相談	当所職員	1F

### 12月定例相談会のご案内【相談無料・秘密厳守】

日時	内容	相談員	会場
12/15 (火) 13時 ～ 16時	金融相談	日本政策金融公庫 (国民生活担当)	赤穂 商工会館 3F 小研修室
	パソコン相談	当所職員	
		新型コロナウイルスに関する経営相談	当所職員

・お申込・お問合せは赤穂商工会議所まで  
(TEL 43-2727)

## 税務署からのお知らせ

### ◎確定申告書の提出について

令和2年分の申告所得税の確定申告期間は、令和3年2月16日から3月15日までです。

新型コロナウイルスの感染拡大を避けるため、確定申告書の電子申告や郵送での提出に、ご協力をお願いしています。

なお、次の日程で、電子申告の際に必要なID・パスワードの発行を行います。

日時	12月4日(金) 9:30～16:00 (15:30で受付を終了します。)
場所	赤穂市役所 1階 エントランスホール
備考	顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をご持参ください。

※詳しくは、[リーフレット](#)をご覧ください。

## 2019年(1月～12月)年間収入調査結果

姫路・赤穂経営者協会では、会員企業を対象に、昨年1～12月における年間収入の実態調査を実施しました。

※調査方法

男女それぞれ20歳から60歳までの年齢要件に該当する人を各社で任意に抽出。

非正規社員、及び役員は除いています。

100人未満の企業における年収(全職種平均)

性別	年齢層	年収(万円)	勤続年数(年)
男性	21～24歳	326	3
	30～34歳	447	8
	40～44歳	590	16
	50～54歳	614	22
	55～59歳	681	29
女性	21～24歳	282	3
	30～34歳	353	8
	40～44歳	406	12
	50～54歳	392	17
	55～59歳	441	24

ポイント年齢における年収(全規模・全職種平均)

性別	年齢	年収(万円)	勤続年数(年)
男性	20歳	342	1.5
	30歳	472	7.7
	40歳	587	15.3
	50歳	680	22.5
	60歳	655	33.6
女性	20歳	299	1.5
	30歳	371	7.0
	40歳	454	14.1
	50歳	524	22.1
	60歳	490	28.5

## 『あこうビューティライフ』 フリーペーパー発行のお知らせ



このたび発行したあこうビューティライフ

当所では「美容」に  
関した商品サービスを展  
開している会員事業所を

応援しようと、消費者に  
対して広くPRするため  
のフリーペーパー「あこ  
うビューティライフ」(タ  
ブloid判・カラー)を  
4万部発行し、この度、  
市内と近隣市町に新聞折  
込にて情報発信しました。  
この他にも市内コンピ  
ニ店や金融機関の窓口にも  
設置を予定しています。  
業種はヘアサロン、エス  
テ・コスメ、ファッション・  
ジュエリー、整体・整骨  
院など40店舗を掲載して  
います。

## さんもく楽市再開のお知らせ



再開したさんもく楽市

3月より中止となつて  
いたさんもく楽市が、10  
月から再開となりました。

毎月第3木曜日に加里屋  
いきつき広場で開催して  
おりますので、ぜひお立  
ち寄りください。  
※飛沫防止シート配置等  
の感染症対策を行つてお  
りますが、マスク着用のお  
ご協力をお願い致します。  
また、随時出店者の募  
集しておりますので、  
赤穂商工会議所までお気  
軽にお問い合わせ下さい。  
TEL・0791-431-431  
2727

民間車検工場・各種自動車販売・整備・各種保険代理店



赤穂市加里屋29番地の8 TEL 0791-43-2515(代表)  
FAX 0791-43-4888  
http://www.kanagawa-works.jp E-mail:info@kanagawa-works.jp

タクシーの赤穂ご用命は…



安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、  
不安がある

自分で積み増すには、  
どんなものがあるの？

### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または  
会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、  
事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、  
課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、  
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能  
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や  
災害時などに事業資金等の貸付けが  
受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等  
滞納の差押え以外は差押禁止債権とし  
て保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたは  
パンフレットをご覧ください

経営者のための  
退職金制度です!

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問を  
チャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又はホーム  
ページからご確認ください。



加入・掛金のご質問は  
こちらをクリック  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です  
小規模企業共済



Be a Great Small.  
中小機構

小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

